

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第49号

安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
安城市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1中9の項を次のように改める。

9 削除	
------	--

別表第2の2の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」
を加え、同表の3の項中「（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を削
り、同表の5の項中「（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）」を削り、
同表の9の項を削る。

第2条 安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次
のように改正する。

第4条第3項中「、利用特定個人情報」の次に「又は住登外者宛名情報（市の
事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する
固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。
）による住登外者の管理に関する情報をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第1中9の項を次のように改める。

9 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の管理に関する事務で あって規則で定めるもの
------	--

別表第2の1の項中

「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
第7条第4号に規定する事項（以下「住民票
関係情報」という。）であって規則で定める
もの

を

」

「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
第7条第4号に規定する事項（以下「住民票
関係情報」という。）であって規則で定める
もの

に改め、同表の2の項中

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

「

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57
年法律第80号）による後期高齢者医療給付
の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下
「後期高齢者医療給付関係情報」という。）
であって規則で定めるもの

を

」

「

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57
年法律第80号）による後期高齢者医療給付
の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下
「後期高齢者医療給付関係情報」という。）
であって規則で定めるもの

に改め、同表の3の項中

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

を

」

「

後期高齢者医療給付関係情報であって規則で
定めるもの

」

「

後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 4 の項中

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 5 の項中

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

「

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

を

」

「

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

に改め、同表の 6 の項中

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

を

」

「

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの

国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の 7 の項及び 8 の

」

項中

「

後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加え

」

る。

9 市長	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の管理に関する事 務であって規則で定 めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事 務を含む。）及び別表第 1 の 1 の項から 8 の 事項までの右欄に掲げる事務の処理に関して保 有する特定個人情報であって規則で定めるも の
------	--	--

別表第 3 の 1 の項中

「

児童扶養手当関係情報で あって規則で定めるもの

を

」

「

児童扶養手当関係情報で あって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつ て規則で定めるもの

に改め、同表の 2 の項中

」

「
住民票関係情報であつて
規則で定めるもの
」

「
住民票関係情報であつて
規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつ
て規則で定めるもの
」

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の
日から施行する。